

旅券（パスポート）の申請受理・交付に関する 事務の開始について

市民環境部

1 経緯

旅券法改正により、平成18年3月から市町村への権限移譲が可能となった旅券事務について、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正により、本市において、平成30年10月1日から旅券（パスポート）の申請受理・交付に関する事務を開始する。

2 権限移譲される旅券事務

- (1) 一般旅券の発給申請の受理に関する事務
- (2) 一般旅券の交付に関する事務
- (3) 一般旅券の査証欄の増補に関する事務
- (4) 一般旅券の紛失又は焼失の届出に関する事務
- (5) 一般旅券返納の受理に関する事務

3 旅券事務開始日

平成30年10月1日（月）

4 事業内容

- (1) 業務日：市役所の開庁日（月曜日から金曜日まで）
- (2) 業務時間：午前9時から午後4時30分まで
- (3) 受付窓口：市役所1階 市民課窓口
- (4) 申請受理から交付までの日数：申請受理日から9日目（土・日・祝日除く）

5 現行の旅券事務所等の扱い

原則として、平成30年度末に申請窓口を閉鎖し、6か月経過した時点で交付窓口を閉鎖することとされている。（中央旅券事務所では、平成31年度から、日曜日のみ市町村の窓口において希望があった申請者に対し交付を行う。）

6 今後の予定

平成30年	8月下旬	:	ホームページ掲載
	9月 1日	:	広報きみつ9月号掲載
	10月 1日	:	旅券窓口開設、広報きみつ10月号掲載